

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 小橋工業株式会社
業者の住所 : (法人番号7470001005192)
香川県高松市国分寺町新名163
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年7月28日 から 令和8年9月27日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
- 4 事 実 概 要 : 小橋工業株式会社は、令和8年6月25日、香川県発注の特定土木一式工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄) 付表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2月以上9月以内